

出生前小児保健指導手順書

令和 5 年 4 月作成

(目的)

育児不安が高い妊婦等を対象に、地域の小児科医による子育てに関する相談及び指導を行い、育児不安の軽減を図るもの

(対象者)

出産前より育児不安が高く、小児科医への相談を希望する妊婦

(業務内容)

産科医療機関：小児科宛て「出生前小児保健指導紹介状」（以下、紹介状）の交付

小児科医療機関：相談や指導の実施、産科への「出生前小児保健指導結果報告書」（以下、報告書）の送付

(実施方法)

1. 産科医は、保健指導を希望する妊婦から希望があった場合は、母子健康手帳綴じ込みの「出生前小児保健指導受診票」（以下、受診票）を受け取り、紹介状を交付する
2. 小児科医は、紹介状を持参した妊婦に対し、保健指導を行う
※産婦人科からの紹介状がなく相談に来られた場合には、受診票を回収し、相談者が診察を受けている産科医と連携のうえ保健指導を実施する
3. 小児科医は、保健指導の内容を報告書により紹介状を交付した産科医に報告する
※産婦人科からの紹介状がなく相談に来られた場合にも報告書を作成し、かかりつけの産婦人科医へ送付する
4. 実施した産科・小児科医療機関は、実施分の紹介状、報告書、「出生前小児保健指導実施報告書兼請求書」について、翌月 10 日までに姫路市保健所に提出する